

最高裁判所(第一小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

平成24年8月15日不受理・確定

(第一審・東京地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成22年4月28日判決、本資料260号-75・順号11431)

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年3月30日判決、本資料261号-67・順号11657)

決 定

申立人	財団法人A
同代表者理事	甲
同訴訟代理人弁護士	鈴木 道夫ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	滝 実
同指定代理人	森下 麻友美

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成24年8月15日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官 金築 誠志

裁判官 櫻井 龍子

裁判官 横田 尤孝

裁判官 白木 勇

裁判官 山浦 善樹